



第4次犯罪被害者等基本計画

警察庁 長官官房

犯罪被害者等施策推進課



警察庁
National Police Agency

本講義の内容

- 犯罪被害者等基本計画
- 犯罪被害者等基本計画の構成
- 第1次～第3次犯罪被害者等基本計画
- 第4次犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等施策を総合的かつ計画的に推進するために政府が定めた計画

基本計画の策定状況

- 平成17年12月 (第1次) **犯罪被害者等基本計画** 閣議決定
(計画期間:平成22年度末まで)
- 平成23年 3月 **第2次犯罪被害者等基本計画** 閣議決定
(計画期間:平成27年度末まで)
- 平成28年 4月 **第3次犯罪被害者等基本計画** 閣議決定
(計画期間:平成32年度末まで)
- 令和 3年 3月 **第4次犯罪被害者等基本計画** 閣議決定
(計画期間:令和7年度末まで)

3

犯罪被害者等基本計画の構成

4つの基本方針

個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が**目指すべき方向、視点**

5つの重点課題

大局的な課題として、関係府省庁がそれぞれに対応していくのみならず、**有機的な施策体系の一部を担っているという意識の下で、横断的に取り組んでいく必要があるもの**

4

犯罪被害者等基本計画の構成

4つの基本方針

- 1 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- 2 個々の事情に応じて適切に行われること
- 3 途切れることなく行われること
- 4 国民の総意を形成しながら展開されること

犯罪被害者等基本法

第3条（基本理念）

- 個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利
- 個別の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

第6条（国民の責務）

- 犯罪被害者等のための施策に協力するよう努める

5

犯罪被害者等基本計画の構成

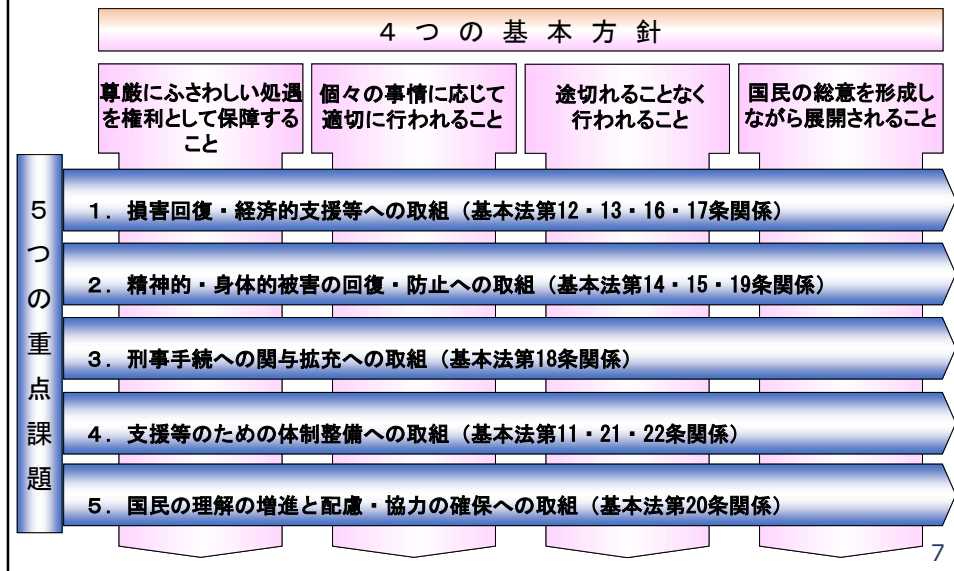
5つの重点課題

- 1 損害回復・経済的支援等への取組
- 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 3 刑事手続への関与拡充への取組
- 4 支援等のための体制整備への取組
- 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

6

犯罪被害者等基本計画の構成

基本方針・重点課題の関係



第1次～第3次犯罪被害者等基本計画

第1次～第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ 被害者参加制度の創設・拡充
- ・ カウンセリング費用の公費負担制度の整備
- ・ 全都道府県への性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置
- ・ 全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要
- 被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要

第4次犯罪被害者等基本計画

令和3年3月 犯罪被害者等施策推進会議において
計画案の決定、閣議決定

■計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年

■4つのポイント

1. 地方公共団体における犯罪被害者等支援
2. 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援
3. 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実
4. 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

9

第4次犯罪被害者等基本計画

1 地方公共団体における 犯罪被害者等支援

- ① 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する
情報提供の実施
- ② 地方公共団体の総合的対応窓口における社会福祉
士、公認心理師等の専門職の活用

10

第4次犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施

犯罪被害者等支援を目的とした条例等

専ら犯罪被害者等支援に関する事項について定めた条例(犯罪被害者等の支援に特化した条例(**特化条例**))等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例

- 特化条例等の制定状況等に関する情報提供
 - ・ 警察庁ウェブサイト、メールマガジンにより、条例の制定状況及び当該条例に基づく支援施策等の情報提供
 - ・ 「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」の作成・提供
- 条例の制定に向けた検討、条例の施行状況の検証等に資する協力
 - ・ 都道府県警察に対し、検討等に資する協力等を指示

特化条例等の制定数
(各年4月1日現在)

※令和4年は、特化条例のみ

地方公共団体 (団体数)	令和4年	令和5年	令和6年
都道府県 (47)	39 (83.0%)	46 (97.9%)	47 (100%)
政令指定都市 (20)	11 (55.0%)	13 (65.0%)	16 (80%)
市区町村 (1,721)	453 (26.3%)	606 (35.2%)	847 (49.2%)

11

第4次犯罪被害者等基本計画

地方公共団体の総合的対応窓口における社会福祉士、公認心理師等の専門職の活用

総合的対応窓口

- ・ 都道府県・市区町村に設置されている犯罪被害により生じた生活上の困りごとなどの相談を受ける窓口
- ・ 平成31年4月以降、全ての地方公共団体に設置

- 地方公共団体の実務担当者を対象とした会議や研修の機会を捉え、専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等)の活用の働き掛け
- 職能団体に対する働き掛け
- 13都道府県、10政令指定都市、65市区町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置(令和6年4月現在)



12

第4次犯罪被害者等基本計画

2 被害が潜在化しやすい 犯罪被害者等への支援

- ① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化
- ② 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実

13

第4次犯罪被害者等基本計画

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

被害直後からの医療的支援、法的支援、心理的支援等を総合的に実施

- ワンストップセンターの体制整備につき「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」による都道府県等の取組の支援
 - ・ 24時間365日対応化
 - ・ 拠点となる病院における環境整備等の促進
 - ・ コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立
 - ・ 専門性を高めるための人材の育成や運営体制の確保
 - ・ 支援員の適切な処遇
 - ・ こども・若者や男性等の多様な被害者への相談支援体制の強化 等
- 相談体制の充実
 - ・ 全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」（通話料無料）の運用
 - ・ 「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」の運営
 - ・ SNS相談「Cure time（キュアタイム）」の実施



14

第4次犯罪被害者等基本計画

児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実

- 児童相談所の体制強化
 - ・ 令和6年度末までに児童福祉司を約6,850人体制とすること等を目標として増員（「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月））
- 学校における教育相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの学校への配置等に要する経費の補助
- 通告・相談体制の充実
 - ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」（通話料無料）の運用
 - ・ SNS相談「親子のための相談LINE」の運用
 - ・ こどもや家庭に対し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」や訪問による家事支援を行う事業等の創設

児童相談所の設置状況・職員配置状況
(各年4月1日現在)

年次	児童 相談所数	児童 福祉司数	児童 心理司数
令和3年	225	5,168	2,071
令和4年	228	5,783	2,347
令和5年	232	6,138	2,623

※ 児童福祉司数には任用予定者を含む。

スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカーの配置状況

年度	スクール カウンセラー	スクール ソーシャルワーカー
令和3年度	9,948	3,091
令和4年度	10,255	3,241
令和5年度	10,678	3,747

※ 経費を補助した任用に限る。

15

第4次犯罪被害者等基本計画

3 加害者処遇における 犯罪被害者等への配慮の充実

- ① 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・
矯正教育等の充実
- ② 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の
聴取・伝達制度の検討
- ③ 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

16

第4次犯罪被害者等基本計画

謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実

- 刑事施設及び少年院において、必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」（犯罪被害者等による直接講話の実施等）の受講を義務付け
- 令和5年12月から改訂プログラムによる指導を開始
- 令和5年度から同教育に係る効果検証の在り方に関する検討を開始

刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討

- 刑事施設及び少年院において「刑の執行段階等における心情等聴取・伝達制度」の運用開始（令和5年12月）

犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

- 地方更生保護委員会における「意見等聴取制度」の実施
- 保護観察所において「心情等聴取・伝達制度」の運用開始（令和5年12月）

17

第4次犯罪被害者等基本計画

4 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

- ① 被害者支援連絡協議会等における連携の推進
- ② 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援
- ③ インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

18

第4次犯罪被害者等基本計画

被害者支援連絡協議会等における連携の推進

被害者支援連絡協議会

- ・ 警察、地方公共団体、検察、法テラス、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、弁護士会及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る
- ・ 全ての都道府県に設置

- 関係機関の相互連携を推進
- 死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した**シミュレーション訓練を通じた、対応能力の向上**

インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

- **違法・有害情報相談センター**において、各相談機関との連携体制を構築、機能の相互補完を目指した連携を促進
- 無料の出前講座「**e-ネットキャラバン**」を全国で開催するなどの広報啓発活動を強化



ご視聴ありがとうございました。

